

平成22年第6回教育委員会臨時会記録

平成22年11月22日（月）

杉並区教育委員会

教育委員会記録

日 時 平成22年11月22日(月)午後0時10分～午後0時31分

場 所 教育委員会室

出席委員 委員長 大藏 雄之助 委員代理者 宮坂 公夫
委員 田中 奈那子 委員 對馬 初音
教育長 井出 隆安

欠席委員 (なし)

出席説明員 事務局次長 吉田 順之 教育改革担当長 渡辺 均

庶務課長 北風 進 教育人事企画長 佐藤 浩

教育改革推進課長 岡本 勝実 教育委員会事務局事務包括指導主事 白石 高士

学校適正配置担当課長 齊藤 俊朗 学務課長 日暮 修通

社会教育スポーツ課長 植田 敏郎 済美教育センター所長 玉山 雅夫

中央図書館長 和田 義広 特命事項担当副参事(子供園担当課長) 正田 智枝子

事務局職員 庶務係長 日下部 仁 法規担当係長 佐野 太一
担当書記 島崎 和也

傍聴者数 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第96号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

議案第97号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第98号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(報告事項)

(1) 杉並清掃工場併設施設の改修実施設計及び改修後の運営方法等について

目 次

議事録署名委員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

報告事項

(1) 杉並清掃工場併設施設の改修実施設計及び改修後の運営方法等に
ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

議案審議

議案第96号 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

議案第97号 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改
正する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

議案第98号 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正
する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

委員長 ただいまから、平成22年第6回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の議事録の署名委員は宮坂委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、ご案内のとおり、議案が3件、報告事項が1件となっております。

日程第1、議案第96号から日程第3、議案第98号までのすべての議案が、平成22年第4回区議会定例会の提出予定議案で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく区長からの意見聴取案件となっております。

以上の議案の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条により、会議を非公開にしたいと思っておりますが、いかがでございでしょうか。よろしゅうございませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 それでは、異議ありませんので、議案第96号から議案第98号の審議につきましては、会議を非公開といたしますから、報告事項を先に審議することとします。

では、まず、日程第4の報告事項の聴取を行います。

最初に、「杉並清掃工場併設施設の改修実施設計及び改修後の運営方法等について」の説明を社会教育スポーツ課長からお願いします。

社会教育スポーツ課長 私の方から、杉並清掃工場併設施設、これは高井戸区民センターのことでございます。その施設の改修実施設計及び改修後の運営方法等についてご報告いたします。

この件につきましては、所管課は、地域課を中心に、高齢者施策課、保育課、社会教育スポーツ課と、4課にまたがっている施設でございます。

今回、教育委員会の方に、特に、高井戸温水プールにかかわる部分についてのご説明をさせていただきます。

まず、1番の改修実施設計についてでございますけれども、教育委員会所管の施設については特に変更はございませんが、(1)の耐震補強の強化、また壁面・屋上緑化を新たに加えたものでございます。

2番目、改修後の運営方法につきまして、(1)施設の運営方法、丸の1番目でございます。こちらでは、指定管理者制度を一体的に導入するというところでございます。しかしながら、温水プールにつきましても、現在も指定管理者制度を導入しているところでございます。

丸の4番目でございます。現在、地域課が所管しておりますトレーニング室、これは今、3階の体育室の隣に設けられておりますけれども、このトレーニング室をプールの方に移設をすると、プールの更衣室の隣に移設をいたしまして、プールの付帯施設、プール利用者の利便性を図るトレーニングエリアというような形で、このトレーニング室の部分を教育委員会社会教育スポーツ課の所管に変更するということが、一番大きな報告内容でございます。

(2)の施設利用方法等の変更でございます。裏面の方をご覧ください。裏面の丸の三つ目でございます。下から2行目、プールの付帯施設に位置づけるトレーニング室については、プール料金との共通化を図るとともに、指定管理者の提案に基づき、健康づくりのためのサービスの向上を図るということでございます。

これは、トレーニング室に関しましては、大体49㎡しかございません。ちなみに、トレーニング室を併設しております上井草が257㎡、約5分の1の面積しかないわけでございます。その中でトレーニング室を単独でやるには、体育施設としてはちょっと貧弱なものになりますので、プール利用者が、今で言いますと、1時間250円の料金で、プールも使え、トレーニング室も使えるという利便性を図るということで、簡単なダンベルですとか、ゴムチューブのような筋肉トレーニングですとか、また、バランスボール等を置いたり、またその道具をどけますと、簡単なヨガ、ストレッチをやるような部屋ということで、指定管理者の創意工夫に基づき運営をしていただくということでございます。

3番目の今後のスケジュールでございますけれども、12月の文教委員会に報告をいたしまして、その後は記載のとおりスケジュールでございまして、来年の4月から再来年の4月まで、約13カ月間、工事に入る予定でございます。

私からは以上でございます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございませうか。どうぞ。

田中委員 併設施設の駐車場が有料化になるということなんですけれども、これは時間貸しなんですか、それとも1日の利用料ということですか。

社会教育スポーツ課長 細かい部分は、まだ決めておりません。ただ、街中にありますコインパーキングがございまして、あれと同じような形というのを想定しています。ですから、24時間、夜も地域の方に開放するというところでございます。

田中委員 ありがとうございます。

委員長 他に何かございますか。どうぞ。

對馬委員 裏面の丸の二つ目、区民センターの図書室について、現在の総合的な収集ではなくて、利用者に合ったものというは大変いいと思うんですが、今まである蔵書で、これは今の利用者にも、もしかしてあまり使われていないなと思うものに関しては、そのまま置いておくんでしょうか、それとも他の図書館とかに移すという計画はあるんですか。

社会教育スポーツ課長 そのあたりは、ちょっと所管ではございませんので、具体的な動きは、把握しておりません。

ただ、高齢者と子どもの本に注力していくということでございますので、今ある本につきまし

てはちょっと。

對馬委員 今後の計画ということですね。

社会教育スポーツ課長 はい。

對馬委員 わかりました。

庶務課長 ちょっと補足します。元担当だったものですから。

今、高井戸の図書室に置いてある本は、かなり陳腐化してしまっているんですね。古くなっているんで、その辺の精査については今後、地域課を中心に、運協が大分かかわってございますので、そういうことを含めまして、今後検討する予定です。

對馬委員 わかりました。

委員長 他に何かありますか。

それでは、他にございませんので、これで聴取を終わります。どうもありがとうございました。

それでは、冒頭にお諮りしましたように、この後の審議は非公開で行います。

それでは、議案の審議に入ります。

日程第1、議案第96号「杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第96号につきまして、ご説明申し上げます。

特別区人事委員会は、本年10月12日に、各特別区の議会及び区長に対しまして、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容は、後ほど、議案第97号でご説明いたしますけれども、月例給与を0.3%引き下げるとともに、期末手当及び勤勉手当を年間で0.2月分引き下げまして、一般職員の平均年間給与を1.6%引き下げるというものでございます。

区では、こうした状況を踏まえまして、本年11月5日に、区長及び副区長の給料等の額の適否につきまして、特別職報酬等審議会に諮問いたしました。

答申の内容は、本年の特別区人事委員会勧告で、月例給与と期末勤勉手当ともにマイナス改定が出されましたこと、昨今の日本及び世界を取り巻く経済状況が依然として厳しいことなどを総合的に勘案いたしまして、区長及び副区長の期末手当を年間で0.19月分減額することが適当であり、給料月額については、期末手当を減額することにより、平均年間給与が1.6%マイナスとなることから、月例給与の改定は行わず、据え置くことが適当であるとするものでございました。

区では、この答申を受けまして、検討しました結果、区長及び副区長の期末手当を答申どおり改定するとともに、答申の趣旨に準じまして、教育長及び常勤監査委員の期末手当を改定する必

要があるため、この条例案の作成に当たりまして、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例の改正に当たりましては、関連する3件の条例につきまして、条建てで改正するとともに、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があることから、6条建てとしてございます。そのうち、第3条及び第4条におきまして、杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を改正するものでございます。

それでは、改正の内容についてご説明申し上げますので、最後から2枚目、資料2、期末手当の改定の概要をご覧ください。

改正の第1点は、第3条によりまして、平成22年度における期末手当の支給月数を、12月に支給する場合は1.68月分、3月に支給する場合は0.10月分とし、年間の支給月数を3.62月分から3.43月分に改めるものでございます。

改正の第2点目でございます。第4条によりまして、平成23年度における期末手当の支給月数を、6月に支給する場合は1.55月分、12月に支給する場合は1.63月分、3月に支給する場合は0.25月分とするものでございます。

最後に、施行期日でございますが、第3条による改正は公布の日、第4条による改正は平成23年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は、省略させていただきます。

委員長 どうもありがとうございました。

ただ今のご説明について、質問、ご意見はございませうか。

私から1つ伺います。今の概要の説明の中で、第2条、第4条、第6条による改正で、平成23年度改正の3月期というのだけは、逆に上がっているんですね。

庶務課長 今年につきましては、1回の部分で全部減額しますと、その影響が大きいということで、12月と3月に分けて減額支給するわけですけれども、来年につきましては、もう一回それを平準化するというんでしょうか、並べかえるということで、また0.25に戻すということでございます。

委員長 わかりました。

それでは、これは原案どおりに可決してもよろしゅうございませうか。異議はありませうか。

(「異議なし」の声)

委員長 では、異議がありませんので、議案第96号は原案のとおり可決いたします。

それでは、次に、日程第2、議案第97号「杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、審議いたします。

引き続き、庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第97号につきまして、ご説明申し上げます。

最後から2枚目の資料2、給与改定の概要をご覧くださいと存じます。

先ほどご説明しましたとおり、特別区人事委員会は、職員の給与に関する報告及び勧告を行ったところでございます。

勧告の内容は、職員の給与が民間従業員の給与を上回り、公民較差がマイナスとなっていることから、職員の給与を率で平均0.3%、金額にしまして平均1,259円を引き下げ、また、地域手当の支給割合を現行から1ポイント引き上げまして18%とし、給料月額から引き下げ相当分を引き下げることで、それから期末手当及び勤勉手当につきましては、民間の支給状況、人事院勧告及び他の地方公共団体の動向を勘案しまして、年間の支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とするというものです。

特別区におきましては、この勧告の取り扱いにつきまして、厳しい財政状況を踏まえ、慎重に検討を重ねました結果、勧告の内容を実施することとしたものです。

そこで、本区におきましても、職員の給与の適正化を図る等の必要があるため、この条例案を提出することから、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、条例の改正に当たりましては、同じ条項を異なる施行期日において改正する必要があるため、2条建てとしてございます。

最初の第1点でございます。給料表の改定でございます。

公民較差相当分につきまして、地域手当の支給割合の引き下げに伴う引き下げ分とあわせまして引き下げることで、国における初任給の取り扱いとの均衡及び民間事業所における初任給の状況を踏まえ、初任給までの号給は据え置くことといたします。

改正の第2点でございます。地域手当の支給割合の改定です。現行の17%を18%に改めます。

改正の第3点でございます。期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定でございます。

この条例の第1条におきまして、平成22年度の支給月数を、職員及び管理職員の年間の支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とするとともに、再任用職員及び再任用管理職員の年間の支給月数を0.1月分引き下げまして、2.1月分とします。

裏面をご覧ください。第2条による改正といたしまして、平成23年度の支給月数を記載のとおり改めるものでございます。

最後に、施行期日でございますが、給料表及び地域手当の支給割合の改定は、平成23年1月1日、期末手当及び勤勉手当の支給月数は、第1条による改正は公布の日、第2条による改正は平成23年4月1日としてございます。

その他、この条例の改正に伴う必要な経過措置といたしまして、平成22年4月からの年間給与

につきまして、公民給与の実質的な均衡を図るため、平成23年3月支給の期末手当の額について、調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

ございませんか。

庶務課長 申し訳ございません、先ほど読み上げました、地域手当を18%に上げることによって、給与月額を引き上げ相当分、1ポイント上がる分、引き下げることを「引き下げ相当分」と申し上げたようでございますので、訂正させていただきます。

宮坂委員 要するに、トータルでは同じだということですね。

庶務課長 そういうことでございます。

委員長 この別表第一の1に書いてある、三角で減額ですね。差額ですね。1,259円と0.30%というのは、同じものをパーセントと額で表示したということですか。

庶務課長 これは、いわゆる公民較差、民間の給与と公務員の較差、今申し上げましたのは、地域手当が18%、今17%を1ポイント上げますので、その1ポイント引き上げた分を本給から下げて調整をとるということでございます。

委員長 いや、私が聞いているのは、1,259というのと0.30というのは同じものを金額とパーセントであらわしているのですかと聞いているんです。何でこれ、2つここに書いてあるんですか。

庶務課長 どこですか。

委員長 給料表別表第一の1、職員給与が民間従業員給与を上回る公民較差の是正。ですから、今は差があるわけですね。公務員の方が高いわけです。その金額の平均が、1,259円高いということですか。

庶務課長 そうです。

委員長 そうすると、それをパーセントに直せば、0.30%高いと。だから、同じものを書いてあるわけですね。

庶務課長 そのとおりでございます。

委員長 はい、結構でございます。

他にはございませんか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、原案のまま可決してもよろしゅうございますか。異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はありませんので、議案第97号は原案のとおり可決いたしました。どうもありがと

うございました。

次に、日程第3、議案第98号「杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について上程し、審議いたします。

庶務課長から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、議案第98号につきましてご説明申し上げます。これも最後から2枚目の資料2の給料改定の概要をご覧ください。

特別区人事委員会の職員の給与に関する報告及び勧告の中で、区費負担の小学校教育職員に適用される給与制度は、東京都の教育職員との均衡を考慮して改定等を行うことが適当であるとの意見が出されております。

東京都の教育職員の給与につきましては、平成22年10月7日に、東京都人事委員会から東京都知事等に対しまして、報告及び勧告が行われたところでございます。

東京都人事委員会の勧告の内容は、まず、本年の職員の給与が民間従業員の給与を上回り、公民較差がマイナスとなっていることから、職員の給与を率で平均0.29%、金額にしまして、平均1,235円引き下げるというものでございます。

また、地域手当の支給割合は、現行から1ポイント引き上げ18%とし、初任給等を除きまして、給料月額を引き上げ相当分引き下げることとするものです。

この他、期末手当及び勤勉手当につきましては、民間事業所における支給割合及び国家公務員の支給月数の減を考慮しまして、年間の支給月数を0.2月分引き下げ、3.95月分とするものでございます。

区では、特別区人事委員会の意見を尊重し、慎重に検討を進めました結果、勧告の内容を実施することとし、学校教育職員の給与の適正化を図る等の必要があるため、この条例案を提出することから、教育委員会に意見聴取がなされたものでございます。

なお、この条例は、幼稚園教育職員と同様に、2条建てで改正するものでございます。

改正の第1点でございます。給料表の改定です。

公民較差相当分につきましては、地域手当の支給割合の引き上げに伴う引き下げ分とあわせまして引き下げることとし、初任給までの号給は据え置くとともに、若年層及び管理職層の号給は引き下げを緩和してございます。

改正の第2点の地域手当の支給割合の改定、並びに改正の第3点の期末手当及び勤勉手当の支給月数の改定につきましては、幼稚園教育職員と同様の改正を行うものでございます。

最後に、施行期日でございますが、幼稚園教育職員と同様に、公布の日、平成23年1月1日または同年4月1日としてございます。

また、この条例改正に伴う必要な経過措置といたしまして、公民較差の是正に係る調整措置を定めてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

委員長 ただいまのご説明について、ご質問、ご意見はございますでしょうか。

(「なし」の声)

委員長 それでは、これは原案どおりに可決しても異議はございませんか。

(「異議なし」の声)

委員長 異議はありませんので、議案第98号は原案のとおり可決いたしました。

以上で予定されました日程はすべて終了いたしました。

本日の臨時会を閉じます。どうもありがとうございました。